

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	基準値を設定する作物等	食品健康影響評価結果
アセチルシス테인（飼料添加物／飼料の栄養成分その他の有効成分の補給）	対象外物質	該当なし	飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えた。